

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

### 1 改正の概要

図書館については、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）に基づき設置していたが、沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の施行に伴い、図書館設置の根拠条例が変更となることから、関係する教育委員会訓令の規定を一括して整理（改正）する必要がある。

### 2 改正する訓令の概要

#### (1) 教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）

行政事務の適切かつ能率的遂行に資することを目的として、教育庁及び教育機関における文書の管理について、必要な事項を定めた訓令。

#### (2) 教育庁等文書編集保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）

教育庁及び教育機関における文書の編集及び保存について、必要な事項を定めた訓令。

#### (3) 沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第2号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号の規定に基づき、教育庁及び教育機関における職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めた訓令。

#### (4) 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）

地方公務員法第23条の2第1項の規定に基づき、教育庁及び教育機関における人事評価の実施の方法等を定めた訓令。

### 3 改正及び施行年月日

改正日 平成30年10月17日

施行日 平成30年12月15日

### 4 新旧対照表

別添参照

## 新旧対照表

教育厅等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、沖縄県教育厅組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「教育厅組織規則」という。）第2条に規定する沖縄県教育厅並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関（以下「学校を除く教育機関」という。）における文書の管理について必要な事項を定めることにより、行政事務の適切かつ能率的遂行に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、沖縄県教育厅組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「教育厅組織規則」という。）第2条に規定する沖縄県教育厅並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理条例（平成27年沖縄県条例第51号）の定めるところにより設置される教育機関（以下「学校を除く教育機関」という。）における文書の管理について必要な事項を定めることにより、行政事務の適切かつ能率的遂行に資することを目的とする。</p>

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 新旧対照表

教育厅等文書編集保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この訓令は、教育厅等（沖縄県教育厅組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「教育厅組織規則」という。）第2条に規定する沖縄県教育厅並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるとごろにより設置される教育機関をいう。以下同じ。）における文書の編集及び保存について必要な事項を定めるものとする。
第2条から第20条まで	第2条から第20条まで (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 新旧対照表

沖縄県教育庁等標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表	
	改 正 案
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号の規定に基づき、教育庁並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関における職務遂行能力として標準的職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定めるものとする。
第2条から第4条まで	(略)  (注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 新旧対照表

沖縄県教育厅等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき、教育厅並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関の職員（以下「職員」という。）がその職務を遂行するに当たり發揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行うこと（以下「人事評価」という。）により、人事評価を人事管理の基礎として活用し、人事管理の厳正かつ公正な実施を図り、もって職員の人材育成及び組織の活性化に資することを目的とする。
第2条から第31条まで	（略） 第2条から第31条まで（略）

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。